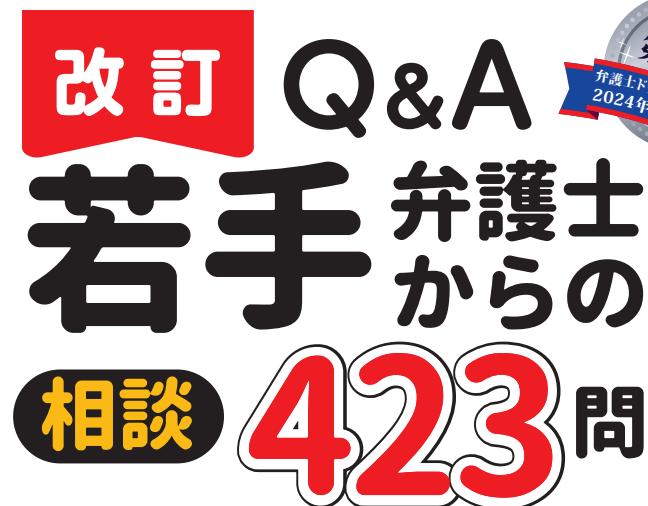
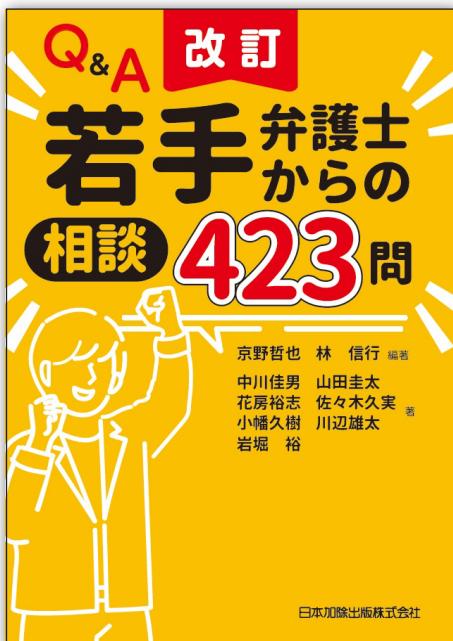


読者の知りたい 138問 をさらに追加!

弁護士の本当に聞きたい疑問を解決する改訂版!



2025年6月刊 A5判 484頁 定価5,500円(本体5,000円) 978-4-8178-5006-5 商品番号:40760 略号:若弁

【定番書籍情報】による文献リサーチ 【キーワード】による検索網羅性

第1章 情報収集と情報の取扱い

【定番書籍情報】
①証拠資料の収集
②東京弁護士会法全期会民事訴訟実務研究会編「証拠収集実務マニュアル 第3版」
③民事証拠収集実務研究会編「民事証拠収集マニュアル」
④第一東京弁護士会新進会編「証拠・資料収集マニュアル」
⑤第一東京弁護士会新進会編「証拠・資料収集マニュアル」(新日本法規、2022年)

§ 74 債権者一覧表に載せるべきか
キーワード:【債権者一覧表】【消滅時効】【偏頗弁済】【不良】【保証人】
【法テラス】【生活保護】【公序良俗】【親族】【弁護士費用】

若手弁護士が探しづらい情報にアクセスできる

【初めての】事案に対するQ&Aが充実

§ 328 初めての債権回収(1)——仮差押え
キーワード:【初めての】【債権回収】【仮差押え】【保全】
Q 顧問先の会社から取引先に対する債権回収の依頼を受けました。請求権があることは明らかなのですが、債務者が言を左右にして払ってこないケースです。標準的な手順を教えてください。
A まずは仮差押えを検討します。

基本となる見通しや押さえておきたいポイントを解説

本の記述だけでは不安な実践的な心構えがわかる

実務のかゆいところに手が届く

§ 273 借地を返したい!
キーワード:【借地契約】【負動産】【不動産】
Q 借地人の立場で、契約書の所定期間満了により、貸賃借契約を終了させたいところ、貸主は、「借地借家法の規定により期間延長されているのだから終了していない」と主張している場合、どのような法律関係となるのでしょうか。
A 借地借家3条により期間が延長される以上、貸主の主張が正当でしょう。

あまり本に載っていないレアな事案を解説

なかなか本に書かれていらない、経験から得た暗黙知を伝授

新規設問の例

- § 6 遠隔地の土地を相続し、無断占有者に明渡しを求める場合
§ 16 行政方に法令解釈を確認するには
§ 27 認知請求の相手方の名前が分からぬ場合の対応
§ 130 離婚交渉中に共有持分を売却してよいか
§ 131 夫婦ともに高収入な場合の婚姻費用分担
§ 170 金融機関届出の文言に納得できない場合
§ 173 親族が被後見人の財産から寄付をすることは認められるか
§ 192 被後見人死亡後に一部の相続人から報告要求
§ 204 被補助人が動産処分にネットオークション利用を要求する場合
§ 220 相続財産の建物内に立ち入ってよいか
§ 230 調停中に相手方の認知症・死亡が分かった場合
§ 259 不動産を公平な手続で売却する方法
§ 270 貸借人のいる建物を売却する場合
§ 271 価値のない共有不動産(負動産)を処分する方法
§ 285 未成年者がスマートフォンで課金を生じさせたケース
§ 313 利用規約を最大限有利に作ってほしい
§ 320 税理士に対する未払報酬
§ 324 代償分割と調停条項の税務上の問題
§ 338 強制執行申立ての委任は取立てを含むか
§ 345 特殊動産(乳牛など)に対する強制執行
§ 410 生活保護受給者から少額事件の依頼
§ 414 注目される判決をとったので記者会見をやりたい
§ 423 司法過疎地での利益相反の問題
etc.

章を新設!

- 第19章 民事訴訟の追行(保全含む)
第20章 初めての控訴審・上告審

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間:月~金(祝日除く) 9:00-17:00

営業部
TEL:03-3953-5642
FAX:03-3953-2061

X (旧Twitter) @nihonkajo
www.kajo.co.jp

